

IV 公益非営利組織としての基本的規律

1 経営の原則

- ・社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
- ・社会福祉法人は、社会福祉事業、公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない(法24)。

2 非分配原則

- ・事業年度における剰余金(利益)の設立者、役員、評議員等への分配は禁止されている。
- ・財産に対する持分権がなく、また解散時における残余財産の帰属すべき権利者を定款で定める場合は、その者は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない(法31⑥)。

3 特別の利益供与の禁止

社会福祉法人は、その事業を行うにあたり、その評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対し特別の利益を与えてはならない(法27、令13の2、則1の3)。

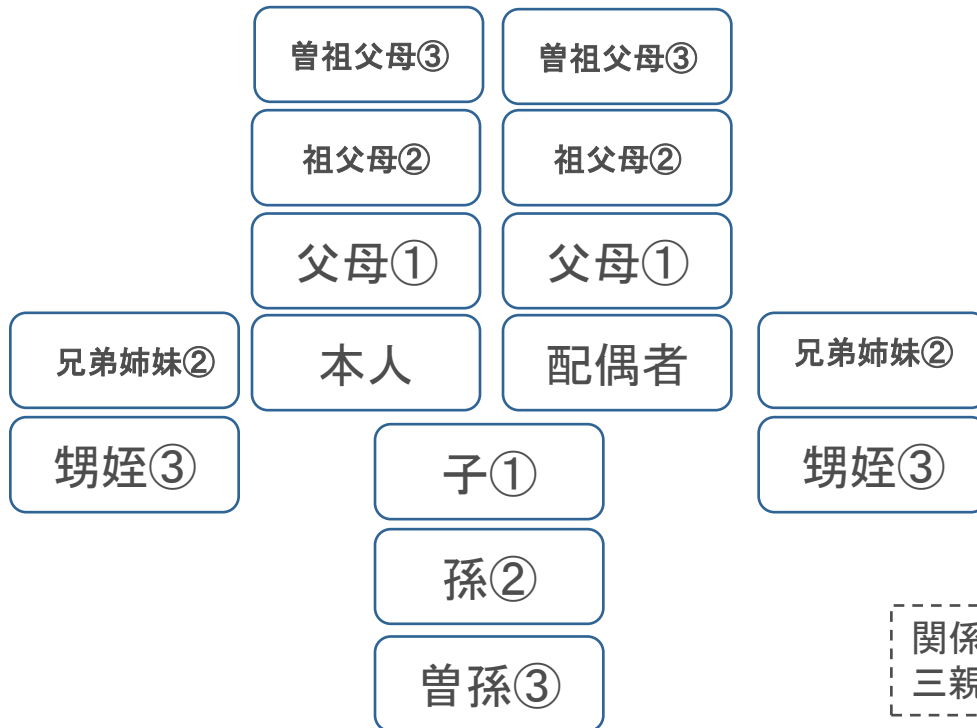
【利益供与の禁止対象者】

- ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- ② 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- ③ 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持する者
- ⑤ 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人
(A) 又はその法人の事業活動を支配する者 (B)
 - (A) 当該法人が他の法人の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」における当該他の法人 (子法人)
 - (B) 一の者が当該法人の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」における当該一の者 (支配権限者)

特別の利益供与禁止の対象者

- ① 設立者・役員・評議員・職員
- ③ これらの者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ これらの者から受ける金銭等によって生計を維持している者

② 設立者・役員・評議員・職員の配偶者
又は三親等内の親族



(設立者が法人の場合)
⑤ その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令(則1の3)で定めるもの

関係図の三親等の親族の配偶者は、
三親等内の親族に該当する



4 役員等報酬

1) 役員等報酬の水準

理事、監事、評議員に対する報酬等は、民間事業者の役員等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めなければならない。

この基準の制定、改廃は評議員会の承認を受けなければならない(法45の35)。

2) 報酬の定義

報酬とは報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金を言う(11/11事務連絡)。

法人が特別の任務として原稿執筆、講師などを依頼したときの謝金や評議員会、理事会、監事監査の際に支払われる謝金も役員報酬とみなされる。

3) 役員等報酬基準について

以下の内容を規定すること(則2の42)。

- ・勤務形態に応じた報酬等の区分
- ・報酬等の金額の算定方法
- ・支給の方法
- ・支給の形態

4) 各役員等の報酬の決め方

(1) 評議員（法45の8④、一般法人法196）

- ・定款で必ず定める。
- ・個別の額までは規定せず、総額表示でよい。
- ・無報酬の場合もその旨規定する(理事、監事も同じ)。

(2) 理事（法45の16④、一般法人法89）

- ・定款で定める又は評議員会の決議によって定める。
- ・いずれの場合も総額でもよい。
- ・個人ごとの報酬はその総額及び「役員等報酬基準」の範囲内で理事会で決定する。

(3) 監事（法45の18③、一般法人法105）

- ・定款で定める又は評議員会の決議によって定める。
- ・いずれの場合も総額でもよい。
- ・個人ごとの報酬はその総額及び「役員等報酬基準」の範囲内で監事の協議により決定する。
- ・監事は評議員会において監事の報酬について意見を述べることができる。

(4) 会計監査人（法45の19⑥、一般法人法110）

- ・理事は会計監査人に報酬を支給するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。

V 役員等について

1 役員等となれない者

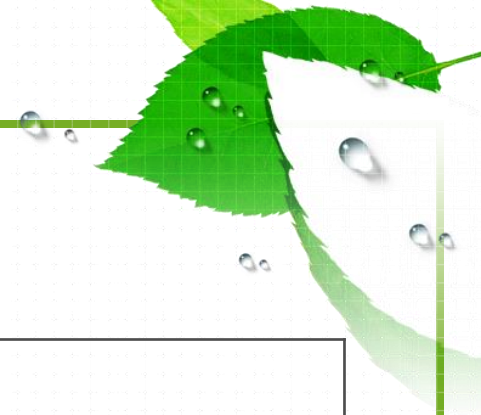
下記表記載の者はそれぞれ評議員・理事・監事になることができない(法40,44)。

法人
成年被後見人又は被保佐人
所定の法律(社会福祉法等)に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
暴力団等の反社会的勢力の者

2 資格要件及び人数制限

役員等の選任にあたっては、下記表による資格要件や属性による人数制限等を遵守すること(法39,40,44,45の2)

役員等	資格・人数制限
評議員	<ul style="list-style-type: none">①社会福祉法人の適性な運営に必要な識見を有する者②当該社会福祉法人の役員又は職員を兼ねることができない③評議員のうちには、各評議員についてその配偶者又は三親等以内の親族、その他の特殊関係者(則2の7)が含まれてはならない④評議員のうちには、各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族、その他の特殊関係者(則2の8)が含まれてはならない
理事	<ul style="list-style-type: none">①次に掲げるものが含まれなければならない<ul style="list-style-type: none">・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者・当該事業の区域における福祉に関する実情に通じている者・施設を管理している場合には当該施設の管理者②各理事についてその配偶者若しくは三親等以内の親族その他の特殊関係者(則2の10)が3人を超えて含まれてはならない③当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他の特殊関係者(則2の10)が理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない



役員等	資格・人数制限
監事	<p>①当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねてはならない</p> <p>②次に掲げるものが含まれなければならない</p> <ul style="list-style-type: none">・社会福祉事業について識見を有する者・財務管理について識見を有する者 <p>③監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族、その他の特殊関係者(則2の11)が含まれてはならない</p>
会計監査人	<p>①公認会計士又は監査法人でなければならない</p> <p>②公認会計士法の規定により計算書類について監査することができない者は会計監査人となることはできない</p>

各評議員と特殊の関係にある者等

(則2の7、則2の8)

評議員になれない者

各評議員又は各役員の

配偶者

三親等内の親族

事実婚の関係者

使用人

配偶者

各評議員・
各役員からの
金銭等で生計
を維持して
いる者

配偶者

三親等内の親族で生計を
一にする者

評議員又は役員が評議員となっている他の
社会福祉法人の役員・職員
(ただし、これらの者が他の社会福祉法人
の評議員総数の半数を超える場合)

評議員総数の3分の1を 超えてはならない者

当該評議員又は当該役員が役員
である他の同一の団体(社会福
祉法人を除く)の役員・職員

国・地方公共団体等の職員

各理事と特殊の関係にある者等

(則2の10)

以下の人たちは3人を超えて含まれ、又は理事総数の3分の1を超えてはならない

各理事の

配偶者

三親等内の親族

事実婚の関係者

使用人

配偶者

当該理事からの金銭等で生計を維持している者

配偶者

三親等内の親族で生計を一にする者

当該理事が役員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員・職員
（ただし、これらの者が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超える場合）

国・地方公共団体等の職員
（ただし、これらの者が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超える場合）

各監事と特殊の関係にある者等

(則2の11)

監事になれない者

各役員

配偶者

三親等内の親族

事実婚の関係者

使用人

配偶者

当該役員からの金銭等で生計を維持している者

配偶者

三親等内の親族で生計を一にする者

当該役員が評議員となっている他の社会福祉法人の役員・職員
(ただし、これらの者が他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超える場合)

監事総数の3分の1を超えてはならない者

当該理事が役員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く)の役員・職員

当該監事が役員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く)の役員・職員

国・地方公共団体等の職員



Q1 A社会福祉法人の甲評議員が評議員となっているB社会福祉法人の役職員はA社会福祉法人の評議員となれるか。

A1 なれる。ただし、B社会福祉法人の評議員となっているA社会福祉法人の評議員、役員合計数がB社会福祉法人の評議員総数の半数を超えている場合はなれない。

Q2 A社会福祉法人の甲理事が監事を務めているB公益財団法人の役職員はA社会福祉法人の評議員になれるか。

A2 なれる。ただし、B公益財団法人の役職員がA社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えることはできない。

Q3 A社会福祉法人の甲理事が経営するC社の役員・職員は、A社会福祉法人の役員になれるか。

A3 なれる。ただし、C社の役職員がA社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えることはできない。

Q4 A社会福祉法人の甲理事が経営するC社会福祉法人の役員はA社会福祉法人の役員になれるか。

A4 なれる、人数制限もない。

Q5 A社会福祉法人の甲理事の配偶者がA社会福祉法人の監事になれるか。

A5 なれない。

Q6 A社会福祉法人の乙監事が評議員であるB社会福祉法人の役員・職員はA社会福祉法人の監事になれるか。

A6 なれる。ただし、C社会福祉法人の評議員となっているA社会福祉法人の評議員、役員、職員合計数が、C社会福祉法人の評議員総数の半数を超えている場合は、A社会福祉法人の監事になることはできない。

3 員数

	員数	備考
評議員	定款で定めた理事の員数を超える数 (法40③)	現存社会福祉法人について、平成27年度決算において収益が4億円を超えない法人は、施行日から3年間は4人以上とする特例に留意(法附則10, 令4)
理事	6人以上(法44③)	
監事	2人以上(法44③)	

4 選任・解任

	選任・解任機関	備考
評議員	「外部有識者を含めた評議員選任・解任委員会を設置し、この委員会が選・解任する」方法が厚労省より例示されている	法令は理事又は理事会が評議員を選・解任する旨の定めは無効（法31⑤）とするだけで、基本的には法人が定款で自由に決めることができるが（法31①五）、事実上各所轄庁は評議員選任・解任委員会による選・解任を指導している。
理事	評議員会（法43① 同45の4）	
監事	評議員会（法43① 同45の4）	監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意が必要（法43③、一般法人法72①）
会計監査人	評議員会（法43① 同45の4）	監事全員の同意による会計監査人の解任もできる（法45の5） 会計監査人の選任・解任・不再任の議案内容は監事の過半数により決定する（法43③、一般法人法73②）

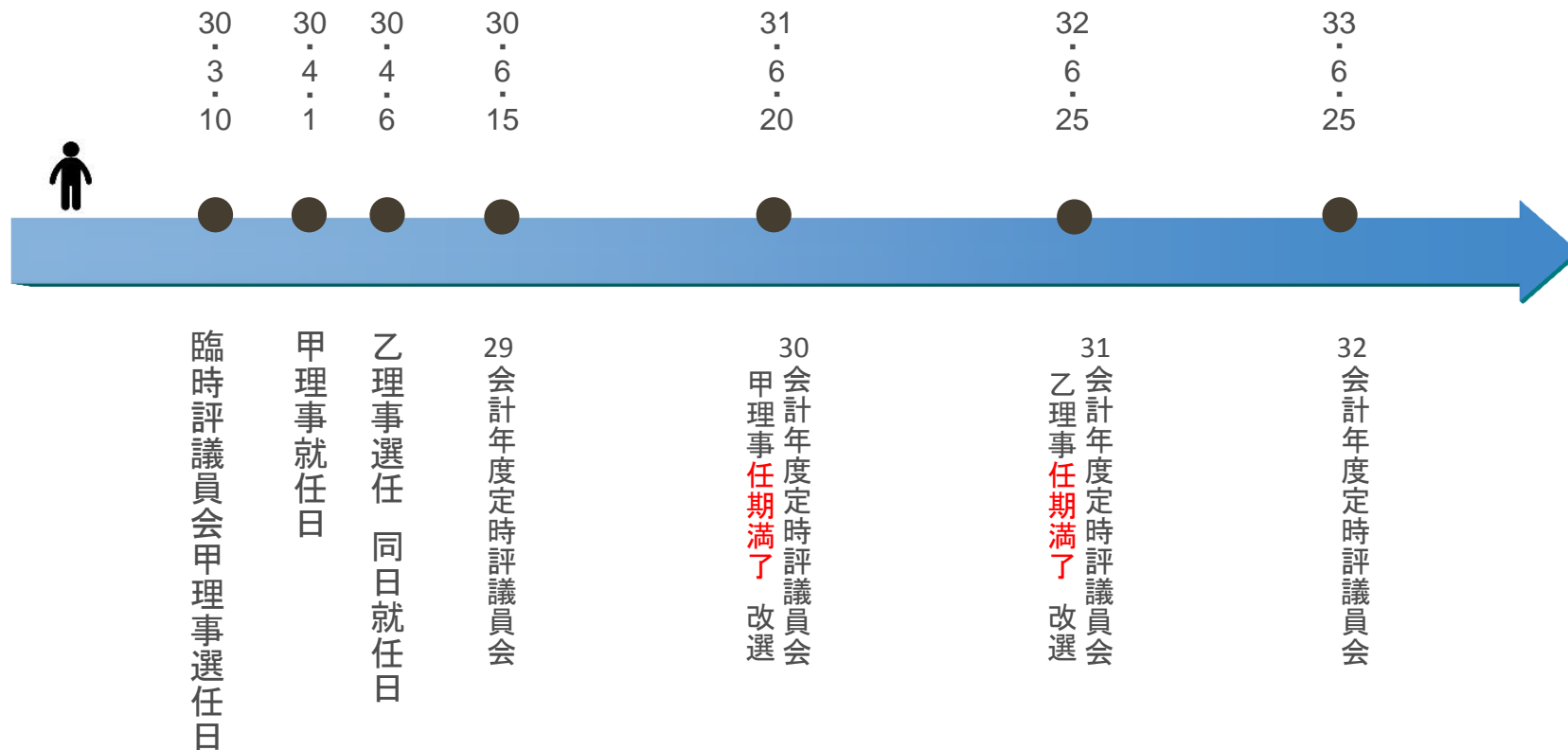
5 解任事由

	解任事由	解任手続き
評議員	特に解任できる事由については法律規定がないので、基本的には定款で役員の解任事由を準用するか又は事由を特に規定しないことも考えられる。	評議員選任・解任委員会による決議
理事・監事	<ul style="list-style-type: none">・職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(法45の4)	評議員会による決議 (監事については特別決議が必要)
会計監査人	<ul style="list-style-type: none">・職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき・会計監査人としてふさわしくない非行があったとき・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(法45の4、同45の5)	評議員会による決議 又は 監事全員の合意による解任

6 任期

	原則の任期	定款規程による例外
評議員	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法41①)	i 定款の規定により4年を6年まで伸長できる(法41①) ii 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を定款の規定により退任した評議員の任期の満了までとすることができる(法41②)
理事・監事	選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法45)	i 定款の規定により2年を2年未満に短縮できる(法45) ii 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期を定款の規定により退任した役員の任期の満了までとすることができる
会計監査人	<ul style="list-style-type: none">・ 選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法45の3①)・ 定時評議員会において不再任の決議がないときは、再任したものとみなされる(法45の3②)	

役員・評議員任期の数え方 (下図は理事の例)



- ・ある会計年度中に選任された理事は、その会計年度の次の会計年度の計算書類等を決議する定時評議員会終結の時までが任期の期間と計算する
- ・起算は就任日ではなく選任日。



7 役員等に欠員が生じた場合

1) 補欠役員制度（法43②、則2の9）

(1) 法律又は定款で定めた役員員数が欠ける場合に備えて、あらかじめ補欠役員（1名以上）を選任しておくことができる。この場合次のことを決定しておく。

- ・特定の一人又は二人以上の役員補欠として選任する。
- ・同一の役員（一人又は二人以上）の補欠として二人以上の補欠役員を選任するときは補欠役員相互間の優先順位。

(2) 補欠役員選任に係る決議の効力は、定款で別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時評議員会開始の時までとする。
ただし、評議員会の決議によってその期間を短縮することができる。

(3) 役員に欠員を生じた場合は、この補欠役員が自動的に役員に就任する。

(4) 補欠役員の任期は定款に規定することによって前任役員の残任期間とすることができる。

(5) なお、評議員には補欠評議員選任制度は規定されていないが、任期満了前に退任した評議員を補欠選任する規定（法41②）が設けられている。
(51ページ 4) 参照)

2) 役員欠員補充

定款で定めた理事又は監事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない(法45の7)

3) 退任役員及び評議員の権利義務承継

- ・法律又は定款で定めた評議員又は役員が欠けた場合、退任評議員又は退任役員は、新評議員又は新役員が就任するまで、なお評議員又は役員としての権利義務を有する(法42①、45の6①)
- ・上記の場合、事務遅滞により損害が生ずる恐れがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で一時評議員又は一時役員職務を行うべき者を選任することができる(法42②、45の6②)
- ・会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない(法45の6③)

4) 任期満了前退任した評議員、役員への補欠（補充）

(1) 評議員の場合

任期満了前に退任した評議員を補欠（補充）するために選任した評議員の任期は退任した評議員の任期満了の時までとすることを定款で規定しておくことが認められている（法41②）。この規定によっていわゆる「任期合わせ」が可能となる。

(2) 役員の場合

役員については、評議員におけるような補欠（補充）に関する規定はないが、補欠役員に関する制度に関する規定における任期の考え方は、補充の場合にも適用しうると解されており「任期合わせ」が可能となる。



Q 「補欠役員」と「任期満了前に退任した役員への補欠として選任された役員」とは異なるものか。

A 法律的には異なる。「補欠役員」は予め役員の数に足りない場合に備えて選任するもので、役員が欠けたときに役員として就任するので、それまでは役員ではない。

これに対して、「任期満了前に退任した役員への補欠として選任された役員」は、任期中退任した役員を補充するために、退任があったときに選任するものである。いずれの場合も、定款で前任者の残任期間とする旨を規定しない限り、選任時より原則の任期を計算する。



VI 各機関の運営について

1. 評議員・評議員会

1) 評議員

- ・評議員は評議員会の構成員として役員や会計監査人の選任・解任と経営上の基本事項を決定する立場にある。
- ・評議員は理事・理事会が選任・解任することができず、独立の地位が保証されている。
- ・評議員は個人として一定条件の下に、評議員会を招集する権利、議題を理事に請求する権利及び評議員会において議案を提出する権利がある。

2) 評議員会の役割

評議員会は法人経営の基本的なルールと経営体制を決定するとともに、役員の選任・解任等や計算書類の承認権限を通じて、理事の法人経営を監視する役割を担っている。

3) 評議員会の開催と招集

(1) 開催

- ・毎会計年度終了(毎年3月末日)後、一定の時期に招集しなければならないがこれを定時評議員会という(法45の9①)。一定の時期とは計算書類の作成期限が会計年度終了後3か月以内とされているため(法45の27②)、6月末日までに開催する。
- ・定時評議員会のほか、法人が必要ある場合いつでも招集できる(法45の9②)。

(2) 招集権者

- ・原則として理事(法45の9③)、実務的には理事長が招集する。
- ・評議員は理事に対して評議員会の目的である事項(議題)及び理由を示して招集を請求できる(法45の9④)。
- ・上記の請求後遅滞なく招集されないときは、所轄庁の許可を得て評議員が自ら招集できる(法45の9⑤)。

(3) 招集事項の決定

理事会の決議により次の事項を決定する必要がある(法45の9⑩、一般法人法181、則2の12)。

- ①評議員会の日時及び場所
- ②評議員会の目的である事項(議題)があるときは、当該事項
- ③目的である事項に係る議案の概要(概要が決まっていない場合はその旨を記載)

(4) 招集通知

- ・招集権者が招集事項を記載した招集通知を、開催日の1週間前までに書面で発出することが必要。1週間は定款で短縮することができる(法45の9⑩、一般法人法182①)
- ・通知書面に代えて評議員の承諾を得て電磁的方法に依ることも可能(法45の9⑩、一般法人法182②)
- ・評議員全員の同意があれば上記の招集手続きを経ることなく開催可能(法45の9⑩、一般法人法183)



Q1 理事、監事には評議員会への出席義務はあるか。

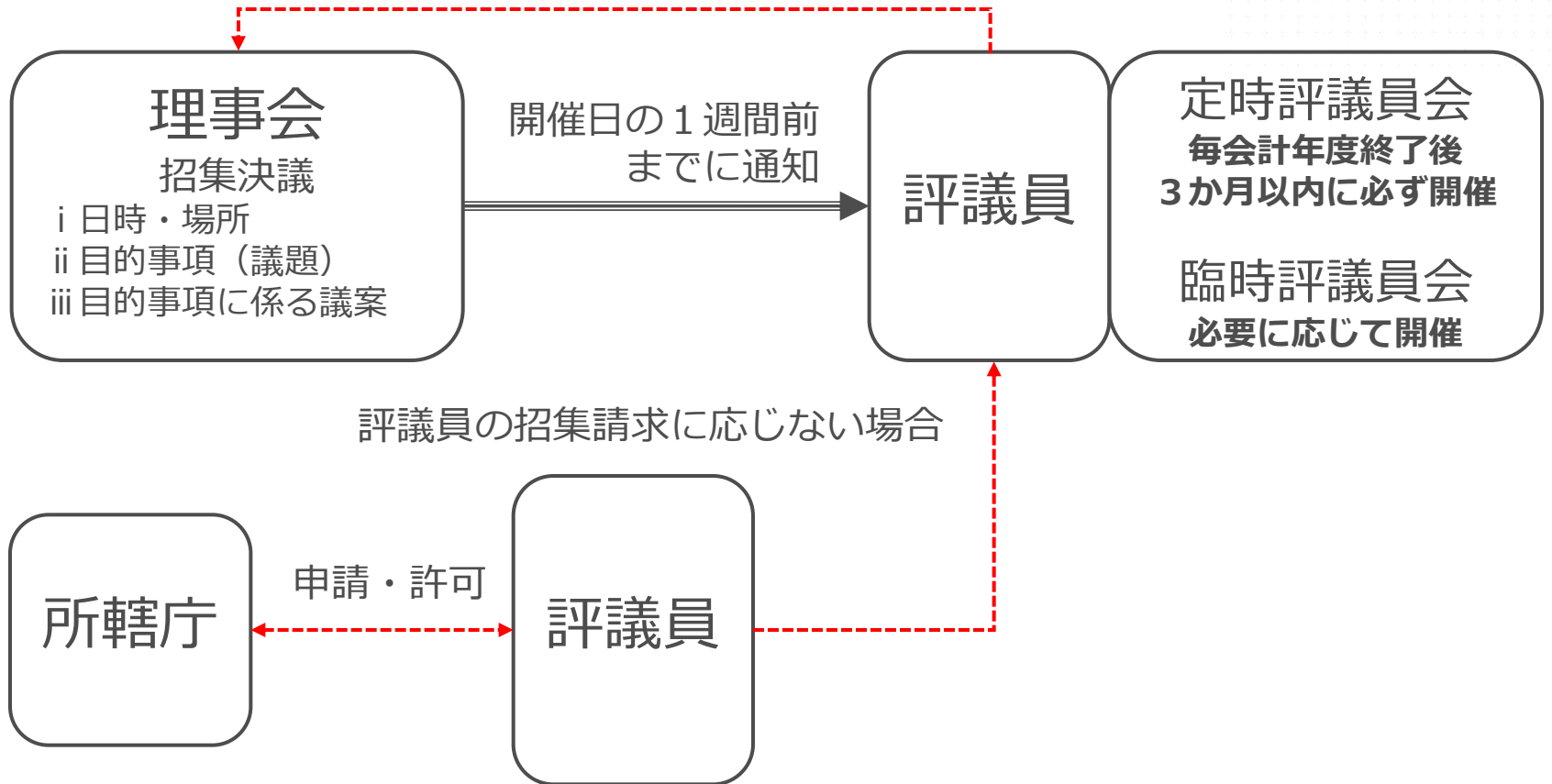
A1 法令上役員の出席義務が規定されているわけではないが、理事は議題提出者として当然説明があり、監事も必要に応じて意見を述べることが要求されているので、出席は当然のことと解される。公益財団法人では少なくとも代表理事や常勤の理事及び1名以上の監事が出席しているのが一般的である。

Q2 3月15日に臨時の評議員会を開催したいが招集通知はいつまでに郵便局に投函すればよいのか。

A2 法は1週間前と規定している。この1週間の計算は「あいだ」を1週間あけるという意味で、質問の場合には7日までに投函すればよい。なお、定款でこの1週間を短縮できるので、例えば5日前と規定していれば9日までに投函すればよいこととなる。

評議員会招集の手順概要

議題・理由を示して招集請求することができる



4) 評議員会の決議について

(1) 決議できる事項

- ・ 評議員会は予め招集通知で定められた評議員会の目的である事項(議題)以外の事項については決議することができない(法45の9⑨、一般法人法181①②)
- ・ 議決権の行使については書面等による決議や代理人に委任する決議は認められない(法38条の解釈)
- ・ 出席者が一堂に会し議論ができる環境が整備されれば、テレビ会議、電話会議は認められる。

(2) 決議の省略による方法(全員同意による書面決議)

理事が評議員会の目的である事項(議題)を提案した場合、議決に加わることでできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる(法45の9⑩、一般法人法194①)



(3) 決議要件

- ・ 議決に加わることのできる評議員(特別の利害関係のある評議員は議決に加わることができない) の過半数が出席し、その過半数をもって決議する(普通決議。法45の9⑥)
- ・ 法律の規定する一定の議題については議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない(特別決議。法45の9⑦)

評議員会決議事項

普通決議の事項	特別決議の事項
理事・監事・会計監査人の選任(法 4 3 ①)	監事の解任(法 4 5 の 4 ①)
理事・会計監査人の解任 (法 4 5 の 4 ①)	理事等の責任の一部免除(法 4 5 の 2 0 ④、一般法人 1 1 3 ①)
理事・監事・評議員の報酬 (法45の35②)	定款の変更(法 4 5 の 3 6 ①)
計算書類の承認(法 4 5 の 3 0 ②)	解散(法 4 6 ①)
役員報酬基準の承認 (法 4 5 の 3 5 ②)	吸収合併により消滅又は存続する場合の吸収合併契約(法 5 2)
社会福祉充実計画の承認 (法 5 5 の 2 ⑦)	新設合併により消滅する場合の新設合併契約(法 5 4 の 8)
<p>その他定款で任意記載事項として規定した事項</p> <p>例 1 : 事業報告を評議員会承認事項とする場合</p> <p>例 2 : 評議員会運営規程を設ける場合</p> <p>例 3 : その他の諸規程の一部を評議員会決議事項とする場合</p> <p>例 4 : 施設の新設・大規模改修</p>	

5) 評議員会の議事運営

(1) 出席者

- ・評議員、理事、監事

理事、監事の出席義務に関する規定はないが、議案の説明、評議員の質問に答えるなどの説明義務があり、少なくとも理事長や執行理事並びに監事は必ず出席する(法45の10)

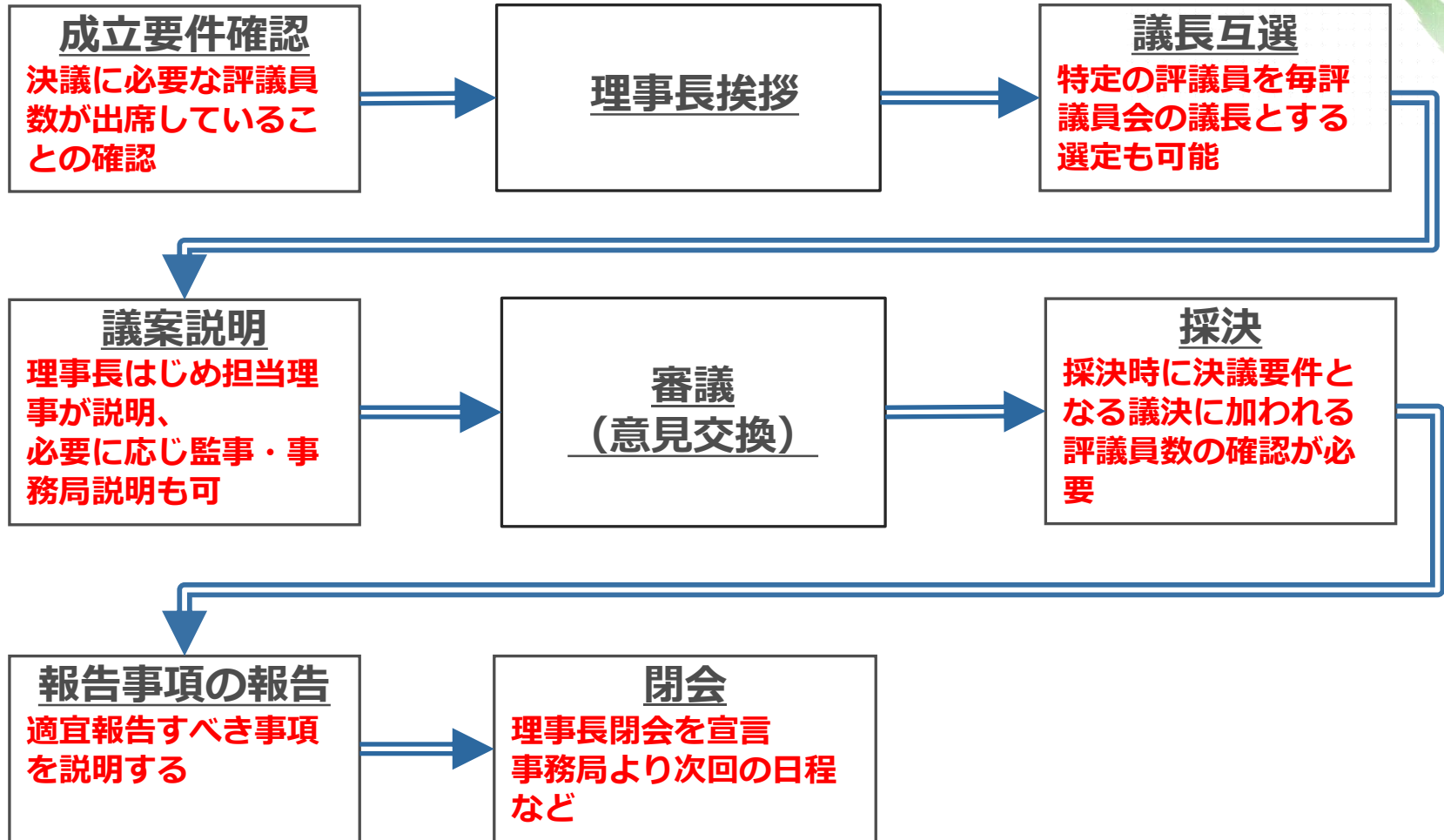
(2) 議長

- ・評議員会の議長について法律の規定はないが、通常議長を互選し議長の采配の下に議事を進行する。
- ・議長は評議員会のつど互選又は期間を決めて(通常は当該評議員の任期満了まで)特定の人物を互選するなどの方法がある。
- ・議長は評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。たとえば、役員の選任議案について一人一人審議することに代えて、一括審議を提案するなど。(一般法人法54)
- ・議長は通常可否同数の場合の採決権を有しているが、その場合、最初の採決の場合の投票権はない。

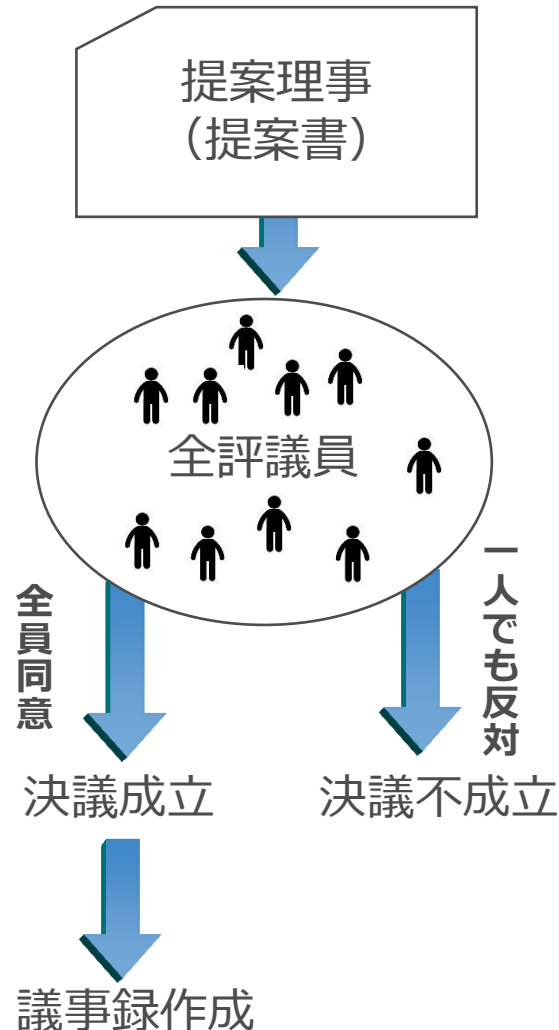
(3) 議事録

- ・評議員会の議事については省令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。(法45の11①、則2の15)

評議員会の運営手順



決議の省略の方法による決議



社会福祉法人〇〇会
第11回評議員会

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 ○○○○
第2号議案 ○○○○
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 甲
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日 平成28年11月28日
- 4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事 甲
- 5 議決に加わることのできる評議員総数 10名 (同意書別添のとおり)

平成28年10月22日、理事甲が評議員全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の提案書を発し、当該提案につき平成28年11月28日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、定款〇条に基づく評議員会の決議の省略の方法により当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する

平成28年11月28日
理事 甲 印



Q1 理事を8名評議員会で選任することとなった。8名の候補者を一括して採決してもよいか。

A1 一括採決は認められない。ひとり一人ごとに採決しなければならない。

Q2 決議の省略の方法による決議は役員の選任決議の場合でも可能か。

A2 可能。ただし、役員選任は社会福祉法人にとって重要な人事であり、できるだけ実際に評議員が集まって慎重に審議すべきである。

Q3 評議員会を招集する理事会と評議員会の開催日は、何日間以上の間隔を置くことが必要か。

A3 定時評議員会の招集は、計算書類等の備置き・閲覧に関する規定との関係から2週間前までに開催する必要があるが、それ以外の評議員会は1週間前（定款で短縮している場合はその期間）前までに開催することになる。

Q4 理事会において評議員会招集の決議をするにあたって、日にちは確定しているが場所は未定としてかまわないか。

A4 正式な招集決議とは認められない。場所の確定を待って決議すべきである。

Q5 議長も含め評議員が8名参加する評議員会において、最初の採決で4対4と可否同数となった。この場合議長の裁決で議案を決定してよいか。

A5 質問の事例では、議長は最初の採決で議決権を行使し、可否同数となったためさらに議長が賛否いずれかに議決権を行使することになる。つまり、議長は2個の議決権を行使したことになり、これは認められないと解されている。公益法人の場合議長は最初の採決に参加した場合の裁決権はないとするか、最初の採決には参加せず、可否同数の場合のみ裁決権があるものとして定款で規定している。

2. 理事・理事会

1) 理事

- ・理事は理事会の構成員として、理事会における議決権の行使を通じて法人の業務執行の意思決定に参画するとともに理事長や他の理事の職務の執行を監督する。
- ・理事は理事会招集権者(通常は定款で理事長と規定)に対し招集を請求する権利もある。

2) 理事長及び業務執行理事

- ・理事長は理事会の決議によって選定される(法45の13③)
- ・理事長は法人を代表し、法人の業務に関する一切の裁判上裁判外の行為を行う権限があり(法45の17①)、また業務の執行をする(法45の16②)
- ・理事長以外に業務の執行をする理事(業務執行理事)を理事会で選定することができる(法45の16②)

3) 理事長・業務執行理事の理事会への報告(法45の16③)

- ・理事長・業務執行理事は3か月に1回以上業務執行状況を理事会に定期報告しなければならない。
- ・定款に毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上と規定することができる。

4) 理事会の役割

- ・業務執行の決定(定款や法令で評議員会決議事項として定められている事項以外はすべて理事会で決める(理事会決議事項を評議員会に報告することは任意))。
- ・理事の職務執行の監督
- ・理事長(必ず選定)及び業務執行理事(選定するかどうかは任意)の選定及び解職

5) 理事会の開催と招集

(1) 開催

- ・開催日や開催回数は特に法令上の規定はないが、執行理事の職務執行報告回数(原則年4回、定款で定めれば年2回)は最低必要。
- ・事業計画・予算審議は3月に、事業報告・決算審議6月に開催することが一般的。
- ・その他必要に応じて何回でも理事会を開催できる。
- ・事業報告・決算審議のための理事会は、理事会で承認した計算書類等を監査報告と共に(会計監査人設置法人は会計監査報告も)、定時評議員会開催日の2週間前の日から事務所に備置きしなければならないために、少なくとも定時評議員会開催日前に、2週間の間隔をあけて理事会を開催する必要がある。



(2) 招集権者

- ・原則は各理事であるが(法45の14①本文)、定款で特定の理事を招集権者と決めることができる(同但し書き)。通常は理事長が一般的
- ・各理事は招集権者に対し、所定の手続きにより招集を請求できる(法45の14②)
- ・この請求にもかかわらず理事会が招集されない場合は当該請求理事は自ら招集できる(法45の14③)

(3) 招集通知

- ・招集する目的である事項(議題)や議案を招集通知に記載することは求められていないが、可能な限り議題・議案及びそれらの資料も送付することが望ましい。
- ・招集権者が招集事項を記載した招集通知を、開催日の1週間前までに書面で発出することが必要。1週間は定款に定めれば短縮することができる(法45の14⑨、一般法人法94①)
- ・理事及び監事全員の同意があれば上記の招集手続きを経ることなく開催可能(法45の14⑨、一般法人法94②)

6) 理事会の決議について

(1) 決議ができる事項

法令で規定する事項、法令で理事に委任できないとする事項(法45の13④)のほか、定款で特に規定した事項及び業務執行に関し理事会の承認を求めるときと判断される事項を決議事項とすることができる(次頁表参照)

(2) 決議の省略による方法(全員同意による書面決議)

理事が理事会の決議の目的である事項(議題)を提案した場合、議決に加わることでできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる旨を定款で定めることができる(法45の14⑨、一般法人法96①)



Q1 理事長や業務を執行する理事の定例的な理事会への報告(法45の16③)は、役員全員に通知したときは理事会への報告は省略できるか。

A1 できない。法45の14⑨で準用する一般法人法98②により、理事長等の職務執行報告は省略できない。

Q2 議決に加わることでできない理事とはどういう場合か。

A2 たとえば、当該理事の利益相反取引や自己取引を承認する際や、当該理事の報酬額を決める理事会の決議のように、法人と当該理事との利害が相反する場合の議案については、当該理事は決議に参加できない。

理事会決議事項

法令に規定する決議事項	定款上決議事項としている事項(事例)
<ol style="list-style-type: none"> 1 理事長・業務執行理事の選定・解職(法45の13③、同16②) 2 評議員会招集に係る事項(法45の9⑩、一般法人法181) 3 計算書類、事業報告、これらの附属明細書(法45の28③) 4 重要な財産の処分及び譲受け(法45の13④一) 5 多額の借財(法45の13④二) 6 重要な役割を担う職員の選任・解任(法45の13④三) 7 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止(法45の13④四) 8 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備(法45の13④五)次頁参照 9 役員が社会福祉法人に対する損害賠償責任の一部免除(法45の13④六) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長、副理事長、常務(専務)理事、などの法人独自の役職を定款で定めた場合の選任・解任 ○ 理事会運営規定など主要な法人の規程 ○ 評議員会に提出する役員候補者名簿、評議員選任・解任委員会に提出する評議員候補者名簿 ○ 施設の新設・大規模改修 ○ 新規事業の実施・事業の廃止 ○ 特別の条件が付いた寄附の受け入れ ○ 事業計画・収支予算書 ○ その他業務執行に関し必要と認める事項

上記4～8は、評議員会の決議事項とすることもできるが、8は特定社会福祉法人(大規模社会福祉法人)の場合、理事会決議事項としなければならない。

社会福祉法人の業務の適性を確保するための体制 (いわゆる内部統制)

理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規定その他の体制

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の第5号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する事項

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る方針に関する事項

その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

法45の13④五

則2の16一号～十一号

(3) 決議要件

- ・議決に加わることのできる理事（特別の利害関係のある評議員は議決に加わることができない）の過半数が出席し、その過半数*をもって決議する（普通決議。法45の14④⑤）
- ・理事会には評議員会におけるような特別決議という制度はないが、定款によって決議要件を厳しくすることができる。
- ・議決権の行使については書面等による決議や代理人による決議は認められない（法38条の解釈）
- ・出席者が一堂に会し議論ができる環境が整備されればテレビ会議、電話会議は認められる。

7) 理事会の議事運営

(1) 出席者

理事のほか監事も出席義務がある（法45の18③、一般法人法101）

(2) 議長

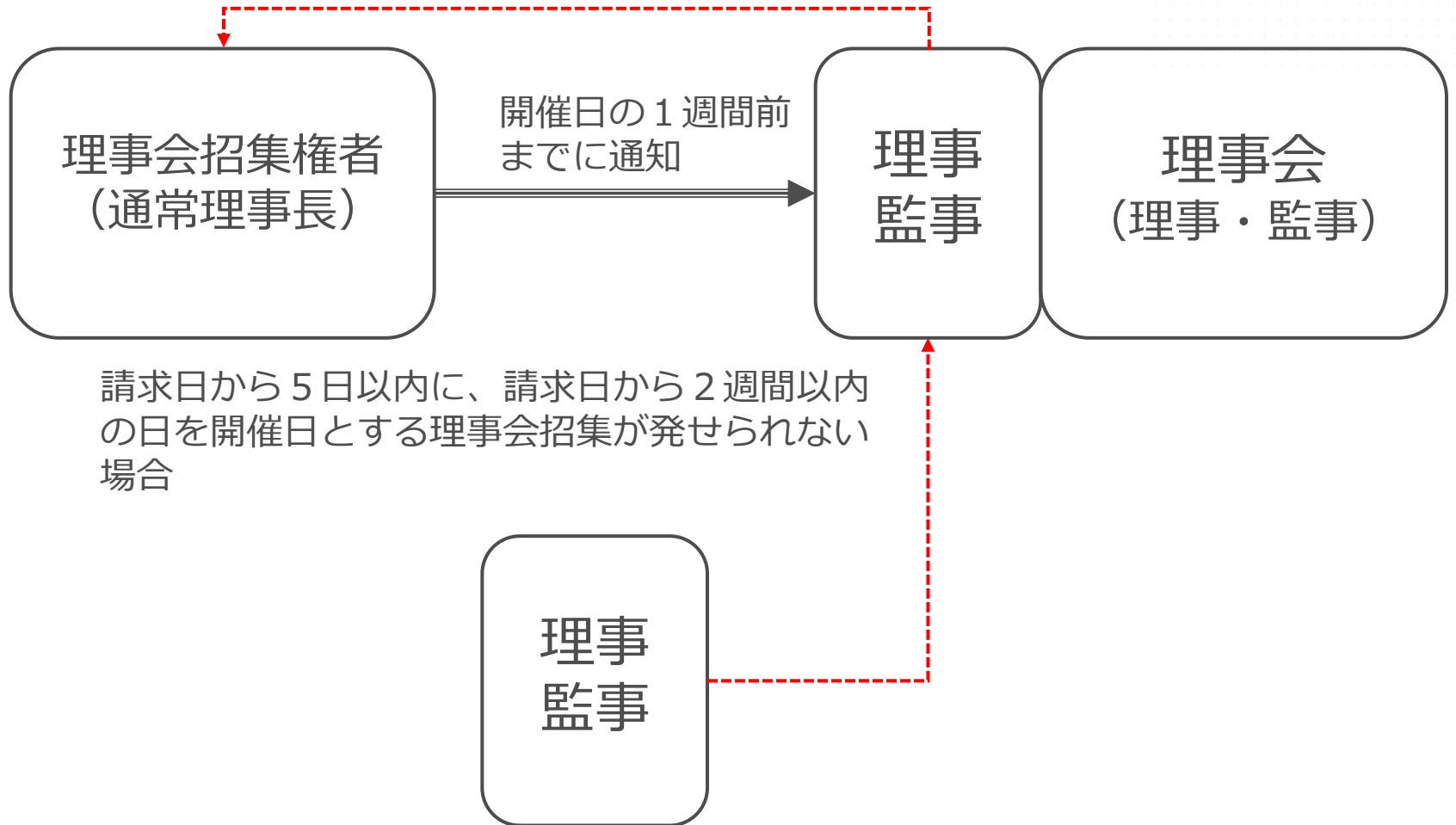
議長については法律上の規定はないが、理事長が議長を務めると定款等で定めることが一般的である。議長の権限と議決権については評議員会議長の場合と同じ。

(3) 議事録

理事会の議事について省令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。原則は出席した理事全員及び監事が議事録に署名しなければならないが、定款規定で出席した理事長及び監事とすることもできる（法45の14⑥）

理事会招集の手順概要

目的である事項を示して招集請求することができる



3. 監事

1) 監事の役割

- ・監事は理事(会)の職務執行を、監査を通じて監督する立場の者で、法人のガバナンス体制の中でも重要な役割を担っている。
- ・監事は最低2名が選任されるが、理事の法令・定款等違反の有無を調査するので多数決ではなく、原則として一人ひとりがその権限を行使する「独任制」の機関である。

2) 監事の権限と義務

(1) 監査

- ・監事は理事の職務を監査し、毎会計年度において監査報告を作成しなければならない(法45の18①)
- ・計算書類および事業報告並びにこれらの附属明細書は必ず監事の監査を受けなければならない(法45の28①)
- ・会計監査人設置社会福祉法人は、計算書類およびその附属明細書は会計監査人の監査を受けなければならないが(法45の28②)、その場合であっても監事もそれらの監査をしなければならないことに留意。

(2) 調査権限

- ・いつでも理事および当該社会福祉法人の職員に対し事業の報告を求め、または業務及び財産の状況の調査をすることができる(法45の18②)
- ・監事はその職務の執行について必要な費用・利息相当額の請求ができる(法45の18③一般法人法106)

(3) 理事会への出席・報告義務

- ・理事の不正な行為や法令・定款に違反する事実があるとき、またはそのおそれがあるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない(法45の18③、一般法人法100)
- ・上記のような場合、必要があると認めるときは招集権者に対し理事会の招集を請求できる。請求日より5日以内に、請求日から2週間以内の日を開催日とする理事会招集通知が発せられない場合、請求した監事は理事会を招集することができる(法45の18③、一般法人法101②③)
- ・理事会に出席し、必要ある場合は意見を述べなければならない(法45の18③、一般法人法101①)

(4) 評議員会への説明・報告義務

- ・ 評議員会において特定の事項について求められたときは、当該事項について必要な説明をしなければならない（法45の10）
- ・ 理事会が評議員会へ提出する議案、書類等について調査し、法令・定款等に違反しまたは著しく不当な事項があるときはその調査結果を報告しなければならない（法45の18③、一般法人法102）
- ・ 評議員会への監事の出席義務について、法律の規定はないが上記のような説明・報告義務があるため、当然に出席が予定されていると考えるべきである。

(5) 理事の行為の差し止め請求

理事が法人の目的外行為、法令・定款に違反する行為又はそれらのおそれがあり法人に著しい損害を与えるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求できる（法45の18③、一般法人法103）

(6) 訴訟における代表権

法人が理事を訴える、または理事が法人を訴える場合、監事は法人を代表する（法45の18③、一般法人法104）



Q1 二人の監事が二人とも理事会に出席していない理事会は有効か。

A1 監事には、病気や肉親の葬儀などやむを得ない事情がある場合を除き出席する義務があるが、監事が不在であっても理事会自体は有効に成立する。

Q2 その場合議事録に署名する監事がいないことになるが、どうすればよいか。

A2 その場合は監事の署名又は記名押印は不要である。監事の欠席理由を簡単に記録しておいたほうがよい。

4 会計監査人

1) 会計監査人の役割

- ・会計監査人は、法人が作成する計算書類等を対象として外部の独立した第三者として監査をすることにより、財務面から法人の適正性をチェックする。
- ・収益又は負債が一定基準を超える場合、会計監査人は必置機関であり(法37、令13の3、則2の6)、一定規模未満の法人については設置は任意である。

2) 会計監査人の職務

(1) 監査

- ・計算書類およびその附属明細書並びに財産目録その他省令で定める書類を監査し、監査報告を作成する(法45の19①②)
- ・会計帳簿及び関連資料の閲覧・謄写し、理事および職員に対し会計に関する報告を求めることができる(法45の19③)
- ・必要があるときは業務及び財産の状況を調査できる(法45の19④)

(2) 履行補助者の制限

職務実施にあたって以下の者を使用してはならない(法45の19⑤)

- ・公認会計士法の規定により監査できない者
- ・理事、監事、職員
- ・当該社会福祉法人から監査業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(3) 報告・意見陳述

- ・理事の職務に関し不正の行為、法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは遅滞なく監事に報告しなければならない(法45の19⑥、一般法人法108)
- ・計算書類等が法令・定款に適合するかどうかについて監事と意見を異にする場合は、定時評議員会に出席して意見を述べなければならない(法45の19⑥、一般法人法109①)
- ・定時評議員会において出席を求める決議があったときは、出席し意見を述べなければならない(法45の19⑥、一般法人法109②)



Q1 社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行っている公認会計士は、当該社会福祉法人の会計監査人になれるか

A1 税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該社会福祉法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合は、当該社会福祉法人の会計監査人になることはできない(公認会計士法24①3号②、同施行令7①6)

社会福祉法人年間運営スケジュール例 (ミニマムスタンダード)

会計年度4月～3月末

月	機関等	議題等	備考
5	会計監査人	監査報告書特定監事・特定理事が受領	会計監査人設置の場合
5	監事	業務・会計の監査、監査報告書提出	
5 6	理事会	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業報告書・計算書類等承認 2 定時評議員会招集決議 3 理事長・執行理事の職務執行報告 4 (改選期の場合) 役員・評議員候補者名簿承認 5 社会福祉充実計画の承認 	<ol style="list-style-type: none"> 2 は前年度3月理事会で決議又は決議の省略による方法で決議することも可 5 は前期末における純資産額が法令の規定を超える場合 定時評議員会開催予定日より2週間前に開催すること
5 6		事業報告・計算書類の事務所備置き、閲覧提供	定時評議員会の日々の2週間前から主たる事務所で5年間
6	定時評議員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 計算書類等承認 2 事業報告承認 3 事業計画・予算報告 4 (改選期の場合) 役員・評議員の選任 5 社会福祉充実計画の承認 	<ol style="list-style-type: none"> 1 は会計監査人設置法人の場合計算書類等は報告事項としてもよい 2 は定款で報告事項としている場合は報告 3 は事業計画・予算を評議員会承認事項としていない法人 5 は前期末における純資産額が法令の規定を超える場合

月	機関等	議題等	備考
6	関係当局	1 所轄庁宛事業年度終了後の定期提出書類提出 2 法務局で理事長改選登記	
2 3	理事会	1 事業計画・予算等承認 2 理事長・執行理事の職務執行報告 3 (3月評議員会を開催する場合は招集決議)	2は「4か月を超える間隔で年2回以上」と定款で規定している場合、この定款規定がない場合は3か月に1回以上報告が必要
3	評議員会	1 事業計画・予算等承認	1は事業計画・予算を評議員会承認事項としている法人のみ